

ふくしま企業脱炭素化支援体制構築事業

「サプライチェーン温室効果ガス排出量見える化」支援対象企業選定に関する募集要領

1 事業の背景・目的

「福島県 2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けては、福島県における温室効果ガス排出量全体の約 6 割を占める県内企業の温室効果ガス排出削減を促進する必要があります。そのためには、各企業において、設備の効率的な運用や省エネルギー化によるコスト削減を通じた経営環境の改善を図ることに加え、サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量の把握と削減を行うことが重要です。

このような背景から、本事業では、サプライチェーンの脱炭素化に取り組もうとする企業に対してアドバイザー派遣などを行い、サプライチェーンにおける温室効果ガス排出量の算定や削減計画等の策定を支援します。

なお、支援に当たっては、SBT または中小企業版 SBT（以下「SBT 等」という。）を参考とします。

本要領は、福島県（以下「県」という。）が本事業に参加する県内の中小企業（以下「支援対象企業」という。）を募集及び選定するにあたり、必要な事項を定めるものです。

※ SBT: Science Based Targets の略称。パリ協定が定める水準と整合した 5～15 年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出量削減目標のこと。Scope 1 及び Scope 2 を対象とする「中小企業版」と Scope 1～3 を対象とする「通常版」があります。

2 募集概要

(1) 支援対象企業の要件

- ① 脱炭素化に意欲的な福島県内の中小企業^{*1}であること
- ② サプライチェーンに連なる事業者（以下「連携事業者」という。）とともに本事業に参加できること
- ③ 県内に本店を置く取引先金融機関（主要 1 社で可）の協力が得られること
- ④ 県及び県が委託する事業者に対して、自社及び連携事業者のエネルギー排出量の診断及び結果の共有ができること
- ⑤ 県及び県が委託する事業者に対して、自社及び連携事業者のエネルギー使用量の共有ができること
- ⑥ 県及び県が委託する事業者に対して、自社及び連携事業者のプラスチックごみ排出量の調査及び結果が共有できること
- ⑦ 本事業において必要な範囲で実施する、事業者や連携事業者から排出される産業廃棄物の処理にあたり、県及び県が委託する事業者が指定する産業廃棄物処理

事業者との契約締結及び経費支出が可能であること

- ⑧ 温暖化効果ガス排出量削減計画策定への協力ができること
- ⑨ 県内企業への取組発表など、県が③～⑧の情報（公開範囲は協議する）を用いて行う広報活動に協力できること
- ⑩ 「3 応募資格」の要件を満たすこと
- ⑪ 「7 留意事項」に同意すること

※1 中小企業基本法(昭和38年7月20日法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業等に限る

(2) 支援内容

本事業は、支援対象企業及び連携事業者に対し、専門的な診断を行うことにより、設備の効率的な運用や省エネルギー化によるコスト削減、SBTの認証等に整合した排出量削減目標や再生可能エネルギーの導入計画の策定を支援します。

本事業における支援は、支援対象企業についてはScope 1～3を対象とし、連携事業者に対してはScope 1及びScope 2を対象とします。ただし、対象とする温室効果ガスの種類、サプライチェーン排出量の範囲（事業者数）は、支援対象企業と協議のうえ設定するものとします。

また、支援対象企業におけるScope 3（連携事業者の排出量）については、15カテゴリーの上流・下流から設定するものとし、対象とする範囲は協議により定めますが、県では、カテゴリ1「購入した製品・サービス」、カテゴリ4「輸送、配送（上流）」、カテゴリ5「事業から出る廃棄物」、カテゴリ9「輸送、配送（下流）」、カテゴリ12「販売した製品の廃棄」を含めることを想定しています。なお、Scope 3の算出にあたっては、県及び県が委託する事業者が指定する事業者との契約締結が必要となる場合があります。

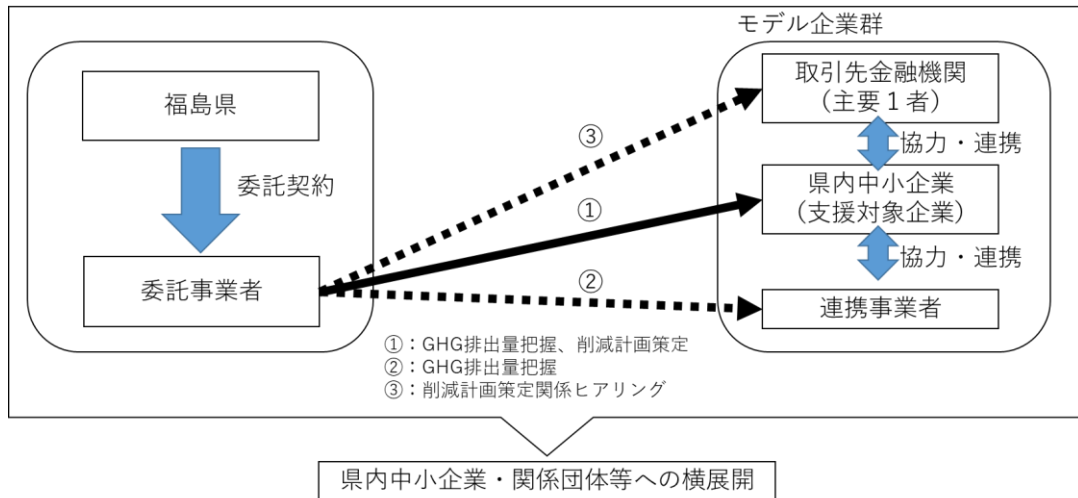
おって、SBT等の認証取得については支援対象企業の判断に委ねます。

○ 支援の詳細

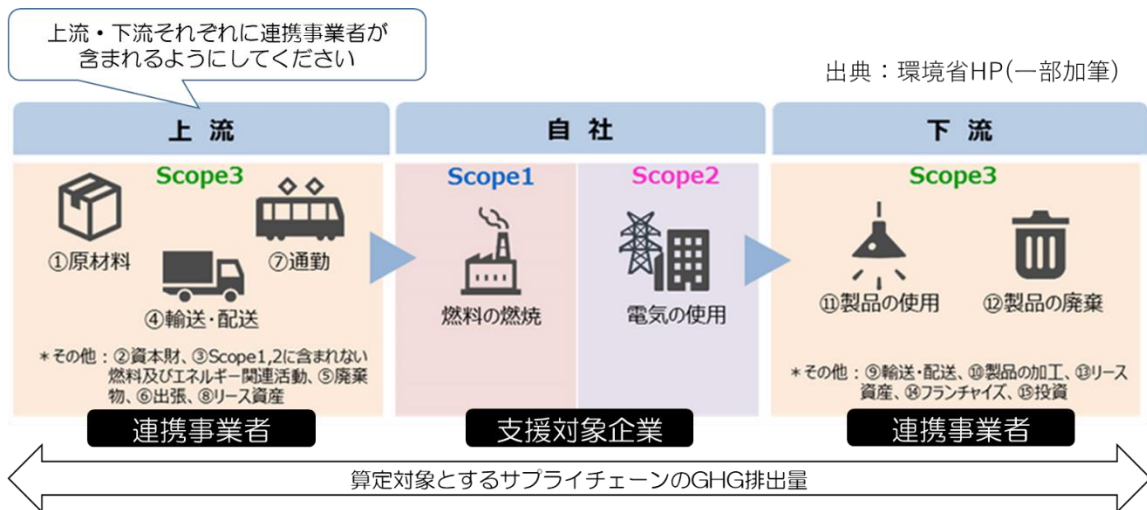
- ① はじめに支援対象企業及び連携事業者に対する事前ミーティングや目標整理等を行います。また、具体的な支援開始後は、必要に応じてミーティングを実施します。
- ② SBT等を参考とした排出量算定・削減計画の策定支援を支援対象企業に対して行います。

上記支援は、SBT等を参考とした排出量の削減や再生可能エネルギーの導入等の計画に加え、当該支援対象企業の特성에応じて、Scope 3の排出量削減等に向けた計画を含めることとします。
- ③ SBT等を参考とした排出量算定・削減計画の策定支援を連携事業者に対して行います。

【事業イメージ】



【算定範囲イメージ】



Scope3のカテゴリ及び該当する活動 (例)

Scope3 カテゴリ	該当する活動 (例)
1 購入した製品・サービス	原材料の調達、パッケージングの外部委託、消耗品の調達
2 資本財	生産設備の増設 (複数年にわたり建設・製造されている場合には、建設・製造が終了した最終年に計上)
3 Scope1,2に含まれない燃料及びエネルギー活動	調達している燃料の上流工程 (採掘、精製等) 調達している電力の上流工程 (発電に使用する燃料の採掘、精製等)
4 輸送、配送 (上流)	調達物流、横持物流、出荷物流 (自社が荷主)
5 事業から出る廃棄物	廃棄物 (有価のものは除く) の自社以外での輸送 (※1)、処理
6 出張	従業員の出張
7 雇用者の通勤	従業員の通勤

8	リース資産（上流）	自社が賃借しているリース資産の稼働（算定・報告・公表制度では、Scope1,2 に計上するため、該当なしのケースが大半）
9	輸送、配送（下流）	出荷輸送（自社が荷主の輸送以降）、倉庫での保管、小売店での販売
10	販売した製品の加工	事業者による中間製品の加工
11	販売した製品の使用	使用者による製品の使用
12	販売した製品の廃棄	使用者による製品の廃棄時の輸送（※2）、処理
13	リース資産（下流）	自社が賃貸事業者として所有し、他者に賃貸しているリース資産の稼働
14	フランチャイズ	自社が主宰するフランチャイズの加盟者の Scope1,2 に該当する活動
15	投資	株式投資、債券投資、プロジェクトファイナンスなどの運用
	その他（任意）	従業員や消費者の日常生活

※ 本支援において対象とする範囲は協議により定めます。

(3) 実施期間

支援対象企業選定日～令和7年3月31日（月）

(4) 支援の概略スケジュール

支援内容	7月	8月	9月	10月	11月	12月～
支援対象企業及び連携事業者の確定	●					
事業説明、事前ミーティング	←→					
支援対象企業及び連携事業者の 排出量データ収集		●				
省エネ診断、現地調査等		←→				
支援対象企業及び連携事業者の排出量算定 S B T等に整合する目標の設定			●			
S B T等に整合する排出削減計画策定			←→			

(5) 募集期間及び支援対象企業決定までのスケジュール

応募書類受付期間	令和6年 6月21日～ 7月19日
支援対象企業の審査（予定）	令和6年 7月19日～ 7月23日
支援対象企業の決定（予定）	令和6年 7月24日

(6) 支援対象企業数

「2（1）支援対象企業の要件」を満たす1者及び連携事業者5者程度を想定

3 応募資格

本事業への応募者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 県内に本社を有すること。なお、連携事業者はこの限りでない。
- (2) 本事業の実施にあたり、社内での協力体制を有すること。
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

- (4) 次に掲げるものを滞納していないこと。
- ア 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税
 - イ 県税
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始を申立てした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本事業に参加しようとする者

4 応募手続等

(1) 応募書類

本事業への応募者は、次の書類のうちアからイの資料を提出してください。イについては、本事業で応募者が連携する連携事業者及び取引先金融機関に作成を求め、提出してください。

メールの件名は、「ふくしま企業脱炭素化支援体制構築事業 支援対象企業応募（会社名）」としてください。

ア 応募申請書（様式 1）

イ 同意書（様式 2）

※ 連携事業者 5 者程度と、取引先金融機関からの同意書が必要です。

(2) 提出方法

応募書類は、zero_carbon@pref.fukushima.lg.jp までメールで提出してください。

(3) 受付期間 令和 6 年 6 月 21 日（金）から 7 月 19 日（金）午後 5 時まで

5 本事業に関する質問の受付及び説明会等

(1) 本事業に関する質問の受付

本事業に係る応募に関する質問は、随時受け付けますので次のとおり電子メールで提出してください。その他、不明な点がある場合は、イの窓口までお問合わせください。

ア 提出方法

メールの件名は、「ふくしま企業脱炭素化支援体制構築事業に関する質疑（会社名）」とし、質問内容は、添付ファイル（A4用紙、様式は自由）により送信してください。

イ 提出場所

福島県生活環境部環境共生課

メール：zero_carbon@pref.fukushima.lg.jp

電話番号：024-521-7813

ウ 回答方法

質問に対する回答は、随時県ホームページに掲載し、個別の回答は行いません。

○ 県ホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035a/>

(2) 本事業に関する説明会

本事業に関する説明会を以下により行います。

ア 会場及び日時

・会場 福島県庁西庁舎10階 生活環境部会議室
福島市杉妻町2-16

・日時 令和6年7月9日（火）午後1時30分～午後2時30分（予定）

イ 申込方法

上記(1)イに記載するメールアドレスに電子メールにより申込んでください。

メールの件名は、「ふくしま企業脱炭素化支援体制構築事業説明会申込（会社名）」とし、本文には参加者の氏名及び役職名を記載してください。

6 支援対象企業の選定、結果の公表

(1) 応募者の評価基準等

下記に示す評価基準に基づいて、県が評価・選定します。

なお、必要に応じて、応募書類等の内容について、電話にてヒアリングを実施する場合があります。

○ 評価基準

【実施体制】

・サプライチェーンの排出削減に向けた連携事業者及び取引先金融機関との連携体制

・社内における脱炭素化に向けた取組の推進体制
【取組意思】
・排出量削減に向けた取組やS B T等の国際的に認知された認証等の取得意欲
【波及性】
・自社の排出量、排出量削減目標、削減計画、社内の推進体制、本事業に関する排出量削減プロセス等の公表範囲

(2) 選定結果の通知及び公表等

応募者の選定結果は、応募書類に記載の連絡先へメールで通知するとともに、事前確認・調整の上、5 (1) ウに記載の県ホームページにて公表します。

なお、選定の経過及び結果に対する異議申立て、質問等は一切受け付けません。

7 留意事項

- (1) 算定支援に関する支援対象企業及び連携事業者の活動費用（交通費等）は、支援対象企業及び連携事業者が当該費用について負担となります。
- (2) 本事業において、県及び本事業を委託する事業者（再委託先を含む）に提供された企業情報及び個人情報については、本事業の遂行に必要とされる範囲に限り、県及び当該事業者が使用することに同意すること。
- (3) 本事業において、支援対象企業及び連携事業者に関して知り得た情報について、本事業の実施期間及び終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。
ただし、当該事業者から事前に承諾を得た場合は、この限りでない。
- (4) 本事業において、疑義等が生じた場合は、県及び県が委託する事業者と協議のうえ、決定すること。